○厚生労働省告示第三百九十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年八月四日　　厚生労働大臣　舛添　要一

医療機器の名称	予定される使用目的、効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
血球細胞除去用浄化器	膿疱性乾癬患者の臨床症状の改善	株式会社ＪＩＭＲＯ　群馬県高崎市西横手町３５１番１号	平成二十一年七月七日

○経済産業省告示第二百六十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年八月四日　　経済産業大臣　二階　俊博

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4919	永井産業株式会社	東京都千代田区東神田二丁目六番九号	平成二十一年六月九日から平成二十二年六月八日まで
4920	株式会社岩本建設	愛知県春日井市六軒屋町三丁目百四十七番地	平成二十一年七月十日から平成二十二年七月九日まで
4921	株式会社花もめん	愛知県名古屋市名東区梅森坂一丁目千百七十七番地	平成二十一年六月十二日から平成二十二年六月十一日まで
4922	株式会社イズ〃	兵庫県尼崎市南塚口町三丁目十二番一号	平成二十一年七月十日から平成二十二年七月九日まで
4923	株式会社一誠コーポレーション	兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目百九十四番二号	平成二十一年六月十五日から平成二十二年六月十四日まで
4924	株式会社大西組造船所	広島県三原市須波西町二千四百二十三番地一	平成二十一年七月十六日から平成二十二年七月十五日まで

○国土交通省告示第八百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成九年十一月二十日から平成二十七年三月三十一日まで
三　施行地区　愛知県稲沢市陸田町神明前、六反野、栗林、金堀、長野町壱島、東小井戸、下津町南長田西切、北鞍掛西切、南鞍掛西切、丹後、西小井戸、落口、北団栗東切、中団栗、南団栗東、北山ノ内西切及び南山ノ内西切の全部、下津南山町、下津北山町、下津小井戸町、下津穂所町、下津鞍掛町、下津長田町、陸田本町、陸田宮前町、陸田町郷東、桃ノ木、穴田、馬山、寺田、郷前、長野町鞍掛、五輪、西小井戸、北浦、土所、下津町北団栗西切、南団栗西切、石田浦、東石田、北六反田、西森、東森及び石田切の各一部
四　土地区画整理事業の名称　稲沢中島都市計画事業尾張西部都市拠点地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　愛知県稲沢市下津町東森九番地の八　独立行政法人都市再生機構尾張都市整備事務所
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成九年十一月二十日
七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十一年八月四日

○国土交通省告示第八百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年五月二十七日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16312	ニッサン　Ａ－Ｊ50	ＤＢ　日産自動車株式会社	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
16313	ニッサン　Ａ－ＮＪ50	ＤＢ　〃	〃

○国土交通省告示第八百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年六月十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16314	レクサス　Ａ－ＡＮＦ10	ＤＡ　トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第八百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年六月十九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16315	ボルボ　ＣＢＡ－ＤＢ6304ＴＸＣ	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目３番13号

○国土交通省告示第八百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年七月二日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
16316	メルセデス・ベンツ　ＣＢＡ－207372	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目９番９号
16317	メルセデス・ベンツ　ＤＢＡ－207356	〃	〃

○国土交通省告示第八百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年四月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月四日　　国土交通大臣　金子　一義

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＨＣＲ－647	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100－23035	株式会社小糸製作所　東京都港区高輪４－８－３
㊞ＨＣＲ－648	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100－23041	〃
㊞ＨＣＨＲ－751	前照灯　ＫＯＩＴＯ　60－156	〃
㊞ＨＣＨＲ－752	前照灯　ＫＯＩＴＯ　100－63975	〃